

# 国立公文書館所蔵『文龜年中記写』

— 附、国立公文書館所蔵『別会付五師方引付』 —

末 柄 豊

国立公文書館所蔵大乘院文書のうちに含まれる『文龜年中記写』<sup>(1)</sup>一冊(古二二三六五)は、室町後期の興福寺学侶朝乗(妙音院、舜夷房)を記主とする引付(日記)の転写本で、江戸前期に同寺大乘院門跡の周辺で書写されたものとみられる。その記録年代は、文龜元年(二五〇二)六月から永正二年(二五〇五)正月までのおよそ三年半にわたっている。記主朝乗は、この時期に恰も五師の任にあり、興福寺の寺家の中枢に位置していた。そして、そのことにより、同書の記事はきわめて興味深いものになっている。

\* \* \*

春日社神木の動座といえは、中世を通じて、興福寺が朝廷(および幕府)に対して、自らの要求を強いる手段として用いたもので、興福寺の中世権門寺院としての活動の一面を象徴するものといえることができるだろう。明応十年(二五〇二)二月二十八日(翌日に文龜と改元)、興福寺は、後述する赤沢朝経(沢蔵軒宗益)をはじめとする「武家」による寺領の押妨の停止を求め、神木の動座を行った。その結果、六月五日には將軍足利義高(文龜二年七月二十一日に義澄と改名)による裁許がなされ、同月八日には神木が帰座するに至っている。『文龜年中記写』の劈頭に位置するのは、この帰座についての記事である。そして、これ以後、神木の動座は二度と行われることがなかったため、この記事こそ、最後の神木遷座の終了する瞬間を書き留めたものだということになる。

しかし、將軍義高の裁許には実効性がなく、「武家」の押妨が続いたため、文

龜二年七月十八日、興福寺は閉門に及ぶこととなった。これと同時に、なお押妨が止まなければ、再度神木の動座を行うことも決定していた。そして、二十日には東大寺や七大寺も閉門したのである。ところが、閉門してみたものの、「京都更に仰天なし」という状況で、なんら訴訟の成果をあげることはできなかった。結局、翌年四月二十九日に開門せざるを得なくなっている。東大寺や七大寺もこれに追随し、ここに強訴の手段としての閉門も後を絶つことになった。

神木動座や閉門の終焉が象徴するように、『文龜年中記写』の記録年代は、中世権門寺院としての興福寺が、その衰頹を覆いがたくなり、明確な表象をもつて変質し始めた時期としてとらえることが可能である。「一寺一国の大儀」と称され、興福寺および大和国にとって最も重要な行事のひとつであった春日若宮祭も、明応九年から文龜二年までは行われず、文龜四年二月十九日(同月三十日に永正と改元)に至ってようやく前年の分が執行されている。しかし、『文龜年中記写』文龜四年二月条や前年十二月条に記されるように、再開された春日若宮祭の運営には、少なからぬ「新儀」がみうけられた。そのうち最も大きなものは、田楽頭役を勤仕する寺僧に対し、興福寺(寺門)から百五十貫文におよぶ莫大な「助成」が与えられたことであろう。

春日若宮祭の頭役をめぐる「助成」については、安田次郎がその性格を明らかにしている<sup>(2)</sup>。それによると、田楽頭役の負担はきわめて重く、すでに十三世紀から、頭人の関係者たちによって「助成」と称される援助が与えられていたことが

知られる。ただし、これらはいくまでも私的な関係にもとづくものであった。長祿四年（一四六〇）大乘院尋尊が同役を勤仕した際、反銭の賦課などによって用途を調達しているが、この反銭も大乘院の門跡領荘園のみを対象としたもので、公的な賦課とみなすべきものではないという。つまり、費用の調達は究極的には頭人各個の力量に依拠するもので、興福寺（寺門）が公的に関与するものではなかったということであろう。してみると、興福寺（寺門）として「助成」を行うということは、従前の負担のありかたを大きく転換するものであったといえる。

ただし、明応九年に中断する以前から、興福寺（寺門）が五十五貫文の「助成」を行うことはすでに慣例化していた。それでも、このとき「助成」の額が一律に三倍近くに跳ね上がったことは、費用の調達を寺僧各個に負わせる、従前の運営方式による祭礼の執行が事実上不可能になったことを示すものといわねばなるまい。大和国内の武士が勤めた流鏑馬頭役についても、興福寺学侶が河内守護代の遊佐就盛から借用した用途の一部を、官符棟梁古市澄胤が転借するかわりで「助成」を行っており、同様の事態が生じつつあったとみられる。かかる春日若宮祭の運営をめぐる変化も、神木動座や閉門の終焉と同根のものと考えざるべきである。このようにみえてくると、『文龜年中記写』は、興福寺および大和の歴史を考えるうえで、逸すべからざる史料だといえるだろう。<sup>(3)</sup>

そして、これらの変質の直接的な契機になったのは、明応八年の年末に始まった細川政元の被官赤沢朝経による大和侵攻であった。これ以前、大和には畠山氏の勢力が浸透しており、同氏の分裂に伴って衆徒国民と称される大和国内の武士同士が抗争を繰り返すことはあったが、外部勢力が本格的に大和に進駐したことはなかった。朝経の侵攻は、まさしく未曾有の事態であり、この時期の興福寺は、細川京兆家の動向にきわめて敏感にならざるを得なかったのである。

そのため、『文龜年中記写』には、細川京兆家に関する記事がきわめて多い。いくつか例をあげると、さきに『後鑑』所載の細川京兆家評定衆連署状が興福寺一乘院門跡に所蔵されていた『文龜年中記写』の別の写本（または原本）に由来

するものであることを考証するなかで指摘したように、同家評定衆の筆頭の地位にあった安富元家が失脚した経緯については、本書文龜二年八月条に見えるほか、他史料には一切その記載を見出すことができない。<sup>(4)</sup> さらに、元家の失脚直後、政元が淡路に渡って阿波守護家の細川成之（慈雲院道空）と会談したことも、他史料からはまったくくわがいが知ることができない。ほかに、かつて細川政元の修験道の師匠として注目した司箭院興仙（<sup>(5)</sup> 宍戸家俊）について、永正元年六月三日、政元の代官として、愛宕長床坊（興福寺寺門雜掌柚留木憲芸の兄）とともに春日社の社頭に参籠したことなどが見えている。これも本書独自の記事である。

もちろん、衆徒国民および畠山氏の動静に詳しいことはいうまでもない。さらに、幕府・細川京兆家・遊佐就盛あるいは衆徒国民など、多数の「武家」発給文書を収めていることも、本書の価値を高めている。『文龜年中記写』は、当該期の政治史を研究するうえで、きわめて重要な史料だといえるのである。

ほかに、興福寺僧の文芸享受史料としても有用である。文龜元年六月条において、足利尊氏が興福寺に充てた願書および書状を掲げているが、同時に、その時代背景を明らかにするため、『太平記』に拠って、尊氏が九州から上洛する過程を記述している。この時代の貴族たちと同じように、『太平記』を歴史書として利用していることが知られよう。<sup>(6)</sup> また、永正元年四月条では、藤原定家画像の上部に書かれていた同人の詠歌を写し取ったことが記されており、興福寺周辺にかかる画像の存在したことが明確になる。宗祇の狂句や玄清・桜井基佐・四宮長能（法名長錯）三人による三物も記しており、その関心が連歌に及ぶことも明らかである。また、数は多くないものの、興福寺僧や春日社祠官の詠歌を見出すこともできる。

\* \* \*

このようにきわめて多面的な活用が期待できるだけに、『文龜年中記写』を全体として提示することは有意義だと考え、同じく朝乗の引付の転写本で、明応九年二月から文龜元年十月まで（本格的な記載は文龜元年四月まで）の記事を有す

る『別会付五師方引付』一冊（国立公文書館所蔵大乘院文書、古二六一四九一）とあわせて全文の翻刻を試みることにした。なお、『別会付五師方引付』には若干の錯簡があるが、これを正して収めてある。ただし、丁付は現状に従っている。まずは、八寫幸子「大乘院文書」目録<sup>(8)</sup>の提示するデータと写真版によりつづ、両書の書誌を確認しておこう。

● 文亀年中記写 袋綴冊子、縦二四・六糎、横一七・六糎、一五六紙、紙背文書なし、

● 別会付五師方引付 袋綴冊子、縦二九・五糎、横一八・一糎、四五紙、紙背文書なし、

『文亀年中記写』の原表紙の中央には、「文亀年中記写」と書かれた題簽が貼付され、左下に打付書で「経尋御筆」と記されている。ただし、「経尋御筆」の四字は墨を塗布して抹消してある。経尋は、十六世紀前半の大乘院門主であり、日記『経尋記』二十三冊（国立公文書館所蔵大乘院文書、古二四一三六四）を残している。それと比較すると、本書の筆跡は明らかに別人のものだといえる。また、本文中に誤写だと考えられる箇所がきわめて多く、書写した者が内容を十分に理解できていなかったことがわかるので、中世の興福寺僧の筆にかかるものとは思いがたい。さらに、書風などからみても、江戸時代に入ってから書写されたものだと思われる。

一方、『別会付五師方引付』は、原表紙はないが、巻首に「別会付五師方引付 朝乗五師私日記写之」と記されており、他者の手になる転写本であることが明白である。書写・伝来にかかる奥書・識語などは存在せず、紙背文書もないが、その筆跡からみて、室町後期の興福寺学侶印尊（蓮花院、顕実房）の手になることがわかる。印尊は、天文元年（一五三二）十一月、五師の任に就くとともに引付を書き始め、翌天文二年年末に及んでいる。その自筆原本は興福寺に現存し、刊本『多聞院日記』の末尾に、附録『蓮成院記録』二として、紙背文書ともども収められている。なかに、「舜実房五師旧記」（天文二年四月十七日条）または「舜

実房五師日記」（同月二十六日条）として、二箇所にわたって『別会付五師方引付』を引用していることが確かめられる。とすれば、『別会付五師方引付』は、印尊が五師就任に際し、参観すべき先人の記録として書写したものであった可能性が高いように思われる。

\* \* \*

『文亀年中記写』と『別会付五師方引付』との関係については、別稿のなかで触れたが、ここで再説しておこう。前者の巻首に「文亀元年<sup>辛酉</sup>六月 私引付」と記されているのに対し、後者の巻首にも「朝乗五師私日記」という言葉が見えており、朝乗が私的に書いた引付という性格は両者に共通する。にもかかわらず、文亀元年六月から十月に至るあいだは、両者がともに記事を有しており、重複期間が存在するのである。これはいかなる理由によるものであろうか。

『別会付五師方引付』という名が示すとおり、朝乗は明応九年二月二十四日から一年間、別会五師の任にあつた。同記の冒頭には、時の興福寺別当修南院光慶の意を奉じて朝乗を別会五師となす旨を報ずる出世奉行盛円の奉書が載せられている。つまり、後者は、対象を別会五師在任期間に限った引付なのである。はたして、別会を辞した明応十年二月十七日（同月二十九日に文亀と改元）以後の記載は、新別会五師守弘（脇坊、陽禅房）への引継ぎおよび先別会としての残務処理に限られており、分量も著しく減少する。したがって、別会辞任から『文亀年中記写』の始まる六月八日に至る四ヶ月弱について、朝乗は、前年度の別会の職に関係する事項以外は記録しなかったということになるだろう。ところが、朝乗はこの期間について別に引付を記していたと見るべき証左がある。

先述したように、『文亀年中記写』の冒頭には春日社神木の帰座についての記事があるが、その際の惣寺僉議のありようについて、朝乗は、「其式如御動座之時、上帖<sup>ニ注之</sup>」と記している。神木動座のあった二月二十八日は別会引継ぎ以後のことに属し、『別会付五師方引付』にその記事を見出すことはできない。とすれば、「上帖」にあたる引付一冊が別に存在していたと考えざるを得まい。『文亀

年中記写』が三年半で一冊を費やしていることから推して、わずか四ヶ月弱で一冊をなしたとは考えがたく、「上帖」の起筆は明応十年二月二十八日を大きくさかのぼる可能性が高い。また、『文龜年中記写』永正元年五月条に、臨時心經会に際会して、「出仕精進次并諸下行」は明応九年正月十三日の「日記」と同様に沙汰したと記しているが、その「日記」も、おそらくは「上帖」と同一の記録を指すのであろう。とすれば、『別会付五師方引付』は、「上帖」と並行して記録されていたことになり、別会五師としての職務日誌といふべき限定的な性格の記録であったと考えなければならぬ。はたして、所載の文書十通に注目してみると、別会五師として授受した文書ばかりなのである。

朝乗が残した記録ではかに現存するものとしては、興福寺所蔵『雑々不忘抄』<sup>(10)</sup>（外題『妙音院朝乗五師日並』一冊（二四函六号））があげられる。これは、延徳二年（二四九〇）四月から明応元年十二月までの約二年八ヶ月間の引付の転写本である。享保十年（一七二五）五月、大乘院門跡の寺侍桐山正延が専当宗学の所持していた朝乗自筆本を書写した旨の奥書がある。刊本『多聞院日記』に附録『蓮成院記録』一として収められており、周知の史料といつてもよからう。したがって、ここに『文龜年中記写』および『別会付五師方引付』を翻刻することによって、朝乗の残した記録にして現存することが知られているものはすべて活字化されたことになるわけである。

『文龜年中記写』の記述のあり方は、『別会付五師方引付』よりも、こちらの『雑々不忘抄』に近似している。『雑々不忘抄』という名称は、朝乗が表紙に誌した原題であり、諸事についての備忘録といった意味だと判ぜられる。『文龜年中記写』という書名は、転写に際して付与された便宜的な名称であり、朝乗の付したものでないことは明らかである。なので、朝乗自身が原題を付していたとすれば、『雑々不忘抄』に類するものであった可能性が高いだろう。

\* \* \*

最後に記主朝乗について、伝記的な事項を記しておこう。

まず、生年は、『文龜年中記写』永正元年四月条に「菟若朝乗五十六才」と記しているの、そこから逆算して、宝徳元年（二四四九）であることがとめられる。さらに、朝乗が室町前期の興福寺学侶長専（南戒壇院、堯観房）の日記を抄出した『寺門事条々聞書』<sup>(11)</sup>二冊（国立公文書館大乘院文書、古二一三六七一、三）の表紙に「<sup>(三十二歳)</sup>朝乗」と見えていることから、その得度・受戒は、寛正五年（一四六四）十六歳の時のことだと知られる。

俗姓は、『大乘院寺社雑事記』文明十三年（一四八二）十月三日条に法花会第五日の堅者として、「朝乗、舜美房、櫛本辻子息、」と記されており、大乘院方の衆徒で、山辺郡布留郷内上総庄（現天理市内）の下司であった櫛本辻子氏の出自であったことがわかる。ただし、『大乘院寺社雑事記』文明七年維摩会講師方条々の十二月十二日条に、他門ではあるが、当門跡由緒の者だと記されているとおり、朝乗の住した妙音院は、一乗院方の坊舎であった。

その興福寺僧としてのあゆみは、『大乘院寺社雑事記』をはじめとする諸記録によって、かなり詳しく追うことができるが、おおむね順調だったようだ。五師職についてみると、『大乘院寺社雑事記』明応七年六月八日条に、朝乗が五師新任の参賀のため大乘院尋尊のもとに赴いたことが見え、『永正元年記』<sup>(12)</sup>永正五年十二月十九日条に、朝乗の辞退にともない五師となった隆俊（行賢房）が、新任の参賀のため東院兼繼（当時、興福寺権別当）のもとを訪れたことが記されている。その在任は、およそ十年半にわたったのである。また、五師を辞退する直前の十二月十一日、律師に任じている<sup>(13)</sup>。さらに、永正六年には春日若宮祭の田楽頭役を勤め、<sup>(14)</sup>永正十二年以前に権少僧都に昇進している<sup>(15)</sup>ので、法印には達しなかったが、学侶として相応の栄達を遂げたということになるだろう。

六十九歳であった永正十四年四月、学侶の衆議にもとづき、<sup>(16)</sup>官符棟梁筒井順興のもとに酒肴を送る使節として赴いたことが最後の所見である。大永二年（一五二二）三月、大乘院経尋は、妙音院にある「故舜美僧都書写」の『因明末題秘抄』の借用を櫛本辻子某に依頼しており、<sup>(17)</sup>これ以前に示寂していたことが確か

められる。

なお、朝乗自身の記録『雑々不忘抄』・『別会付五師方引付』・『文龜年中記写』のいずれも転写本でしか現存していないが、その日記における筆跡は、先述の『寺門事条々聞書』によってうかがうことが可能である。

〔註〕

- (1) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳（以下、史料写真帳のように略す）『大乘院文書』一一四による。
- (2) 安田次郎「祭祀をめぐる負担と贈与―春日若宮祭の頭役について―」『歴史学研究』六五二号、一九九三年。
- (3) 奈良市史編集審議会編『奈良市史』通史二（吉川弘文館、一九九四年）における当該期の叙述（永島福太郎執筆）は、少なからず『文龜年中記写』を用いており、この観点からの利用はすでになされているとすることができる。
- (4) 末柄豊『後鑑』所載「南都一乗院文書」について「科学研究費補助金研究成果報告書『興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究』（研究代表者上島享、二〇〇二年）所収。なお、本解題は、右論文で述べたところと重複する点が多いため、あえて詳述を避けたところが少なくない。併せて参照されたい。
- (5) 末柄豊「細川政元と修験道―司箭院興仙を中心に―」『遙かなる中世』一二号、一九九二年。
- (6) 興福寺における『太平記』の享受については、長坂成行「内閣文庫蔵『神木入洛記』―『太平記抜書』の類として、付翻刻―」（『奈良大学紀要』一六号、一九八七年）が参考となる。また、『史料纂集 福智院家文書』二（近刊）、一三〇号にも大乘院門跡の旧蔵と考えられる『太平記抜書（断簡）』を収めたので参照されたい。
- (7) 史料写真帳『大乘院文書』一四二による。
- (8) 八寫幸子「大乘院文書」目録『北の丸』三五号、二〇〇二年。
- (9) 史料影写本『興福寺記録・同紙背文書』二による。また、刊本『多聞院日記』五の口絵として、天文二年四月条を収める半葉分の写真が掲載されている。
- (10) 史料写真帳『興福寺史料』四九による。書誌は、奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』一（法蔵館、一九八六年）一一二頁を参照。
- (11) 史料写真帳『大乘院文書』九一による。末柄豊「国立公文書館所蔵『寺門事条々聞書』―附、国立公文書館所蔵『長専五師記写』―」（科学研究費補助金研究成果報

告書『大和の武士と武士団の基礎的研究』（研究代表者安田次郎、二〇〇四年）所収）において翻刻紹介した。

- (12) 国立公文書館所蔵大乘院文書、古二六一四九三。永正元年から同七年にわたる東院（勝願院）兼継の引付。同館架蔵写真帳には紙背文書も収められているが、そこには兼継充の文書や兼継書状の土代が見出され、自筆原本であることがわかる。

- (13) 『永正元年記』永正五年十二月十二日条。

- (14) 『永正元年記』永正六年十一月二十七日条。

- (15) 『権官中雑々記』永正十二年十二月八日条『大日本史料』九編之六、三九頁）に、方広会の精義者として、「朝乗（殊実房僧職、純色・兼継）」が見えている。なお、『権官中雑々記』も、東院兼継の引付である。

- (16) 『学侶引付写』永正十四年四月二十五日条『大日本史料』九編之六、八九四頁）。

- (17) 『経尋記（寺院雑用抄）』大永二年三月二十五日条『大日本史料』九編之十八、一七〇頁）。

〔附記〕『文龜年中記写』の存在、および同書が細川京兆家関係の記事を少なからず載せることについては、十数年前に設楽薫氏からご教示いただいたところである。ここに記して謝意を表したい。